

川口市告示第554号

次のとおり、企画提案を募集するので、告示する。

令和3年8月2日

川口市長 奥ノ木 信夫

1. 趣旨・目的

戸塚環境センター施設整備工事に伴う設計施工監理業務委託の遂行にあたっては、一般廃棄物処理施設の整備及び運営事業に関する豊富な知識・経験、並びに高度な企画・調整能力及び専門的技術力を必要とする。

本実施要領は、このような能力を有し、本業務を委託するのに最も適した者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

戸塚環境センター施設整備工事に伴う設計施工監理業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行場所

川口市大字藤兵衛新田290

(4) 履行期間

契約締結の日から令和12年3月31日まで

(5) 見積限度額

420,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(担当部署)

〒332-0001 川口市朝日4-21-33 リサイクルプラザ3階  
川口市 環境部 新戸塚環境センター建設室  
TEL：048-229-6460 FAX：048-228-5382  
Eメール 090.03800@city.kawaguchi.saitama.jp

### 3. 応募資格

参加表明書の提出者に要求される資格は、以下のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 3・4 年度物品川口市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録されていること。
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項により更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項により再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、本市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。
- (6) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者(見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。)と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 建設コンサル登録規定(昭和 52 年建設省告示 717 号)に基づく廃棄物部門の事業登録を行っているものであること。
- (10) 参加申込書提出時点において、平成 22 年度以降に国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物処理施設を対象とした次の要件を満たす実績を 3 件以上有すること。
  - 1) 施設規模が 100t/日以上エネルギー回収型廃棄物処理施設(又は高効率ごみ発電施設)に係る設計・施工監理業務(又は PPP 事業における設計・建設モニタリング業務)の実績であること。
  - 2) 施設規模が 10t/日以上マテリアルリサイクル推進施設(破碎設備付き)に係る設計・施工監理業務(又は PPP 事業における設計・建設モニタリング業務)の実績であること。
  - 3) 国又は地方公共団体が発注する法令に基づく土壌汚染調査業務(土壌汚染対策法に基づく地歴調査を含む)、若しくは、国又は地方公共団体が発注する最終処分場に関する廃止計画策定業務、再生計画策定業務、跡地利用計画策定業務又は埋設廃棄物の調査業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (11) 管理技術者が備えるべき実績要件
  - 1) 平成 22 年度以降に国又は地方公共団体が発注する、施設規模が 100t/日以上エネルギー回収型廃棄物処理却施設に係る設計・施工監理業務(又は PPP 事業における設計・建設モニタリング業務)を担当し完了した実績を 2 件以上有すること。
  - 2) 平成 22 年度以降に国又は地方公共団体が発注する、施設規模が 10t/日以上マテリアルリサイクル推進施設(破碎設備付き)に係る設計・施工監理業務(又は PPP 事業における設計・建設モニタリング業務)を担当し完了した実績を 2 件以上有すること。

#### 4. 公募スケジュール

本公募にかかるスケジュールは、次のとおりとします。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公募開始             | 令和3年8月2日(月)       |
| (2) 参加表明に関する質問の受付期限  | 令和3年8月6日(金) 正午まで  |
| (3) 質問に対する回答日        | 令和3年8月11日(水)      |
| (4) 参加表明書受付期限        | 令和3年8月16日(月) 正午まで |
| (5) 1次審査結果通知         | 令和3年8月24日(火)以降    |
| (6) 技術提案書に関する質問の受付期限 | 令和3年8月31日(火) 正午まで |
| (7) 質問に対する回答日        | 令和3年9月3日(金)       |
| (8) 技術提案書の提出期限       | 令和3年9月10日(金) 正午まで |
| (9) ヒアリング            | 令和3年9月28日(火)(予定)  |
| (10) 2次審査結果の通知       | 令和3年10月4日(月)      |

#### 5. 手続き等に関する事項

##### (1) 参加表明書に関する質問書の受付及び回答

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| ① 受付期限 | 令和3年8月6日(金) 正午まで    |
| ② 提出書類 | 質問書(様式1)            |
| ③ 提出方法 | 担当部署メールアドレスへメールで送付。 |

※電話での質問には一切応じない。

※書式は質問書(様式1)を使用し、電子メールに添付すること。

※会社(法人)名、連絡担当部署名、連絡担当者氏名、電話番号、FAX、電子メールアドレスを質問書に記載すること。

※電子メールの件名は「新戸塚設計施工監理プロポ参加表明書質問(会社(法人)名)」とすること。

※電子メール送付後、担当部署に電話すること。

※受付期間に届かなかったメールには回答しない。

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| ④ 回答方法 | 令和3年8月11日(水)に川口市ホームページへ掲載。 |
|--------|----------------------------|

##### (2) 参加表明書の提出

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| ① 提出期限 | 令和3年8月16日(月) 正午まで    |
| ② 提出場所 | 川口市 環境部 新戸塚環境センター建設室 |
| ③ 提出書類 | 参加表明書(様式2から様式7まで)    |
| ④ 提出部数 | 1部                   |
| ⑤ 提出方法 | 持参または郵送による。          |

※郵送の場合は書留とし、提出期限(必着)を厳守すること。

郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

##### (3) 1次審査結果通知

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| ① 通知期日 | 令和3年8月24日(火)以降          |
| ② 通知方法 | 参加表明書に記載されたアドレスへメールで通知。 |

##### (4) 技術提案書に関する質問書の受付及び回答

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| ① 受付期限 | 令和3年8月31日(火) 正午まで |
|--------|-------------------|

- ② 提出書類 質問書（様式1）
- ③ 提出方法 担当部署メールアドレスへメールで送付。  
 ※電話での質問には一切応じない。  
 ※書式は質問書（様式1）を使用し、電子メールに添付すること。  
 ※会社（法人）名、連絡担当部署名、連絡担当者氏名、電話番号、FAX、電子メールアドレスを質問書に記載すること。  
 ※電子メールの件名は「新戸塚設計施工監理プロポ技術提案書質問（会社（法人）名）」とすること。  
 ※電子メール送付後、担当部署に電話すること。  
 ※受付期間に届かなかったメールには回答しない。
- ④ 回答方法 令和3年9月3日（金）に川口市ホームページへ掲載。
- (5) 技術提案書及び見積書の受付（第一次審査で選定された参加者のみ）
  - ① 提出期限 令和3年9月10日（金）正午まで
  - ② 提出場所 川口市 環境部 新戸塚環境センター建設室
  - ③ 提出書類 技術提案書（様式8～様式12）、見積書（様式13）
  - ④ 提出部数 技術提案書 別途指示、見積書1部、電子データ1部
  - ⑤ 提出方法 郵送の場合は書留とし、提出期限（必着）を厳守すること。  
 郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

## 6. 審査委員会

### (1) 審査委員会の設置

「戸塚環境センター施設整備工事に伴う設計施工監理業務委託プロポーザル審査委員会」を設置し、「7. 評価基準」に基づき各提案書について審査を行い、本市にとって最も適している企画の提案者を選定する。

### (2) 審査委員会の構成

審査委員会は、次の者を審査委員長及び審査委員として構成する。

- 委員長 環境部長
- 委員 環境施設課長
- 委員 戸塚環境センター所長
- 委員 朝日環境センター所長
- 委員 建築課長
- 委員 電気設備課長

## 7. 評価基準

評価基準は、別紙「戸塚環境センター施設整備工事に伴う設計施工監理業務委託 プロポーザル評価表」のとおりとする。

<一次審査> 配点：75点

- (1) 会社の業務実績（配点：51点）<様式3、様式4-1、4-2、4-3>
- (2) 管理技術者の業務実績（配点：12点）<様式5-1、5-2>

(3) 実施体制 (配点：12 点) <様式 6-1、6-2>

<二次審査> 配点：125 点

(1) 実施体制 (配点：15 点) <様式 6-1、6-2>

(2) 実施方針 (配点：10 点) <様式 9>

(2) 業務実施計画及び課題認識と対処方法 (配点：40 点) <様式 10>

(3) 特定テーマに関する提案 (配点：30 点) <様式 11>

① 埋設廃棄物の処理と建設工事の両立にかかる課題と対応方針

② 工事の変更契約が必要となった場合における課題と対応方針

(4) ヒアリング (配点：20 点)

(5) 見積価格 (配点：10 点) <様式 12>

## 8. ヒアリング (プレゼンテーション)

企画提案書に係るヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 実施日

令和3年9月28日(火)(予定)

(2) 実施場所

川口市役所 朝日環境センター リサイクルプラザ棟4階 研修室

(3) 出席者

プレゼンテーションは管理技術者と副総括責任者の両名で実施するものとする。出席者の人数はPC操作などのサポート要員を含め、最大5名までとする。

(4) 発表時間

1者あたり説明を20分、質疑応答を10分の合計30分程度で実施する。時間等の詳細については、ヒアリングを依頼する業者に対し別途通知する。

(5) 資料部数 別途指示

## 9. 優先交渉権者の特定

1次審査及び2次審査の評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。

また、審査結果についてはヒアリングを実施した者全員に電子メール及び文書にて通知する。

## 10. その他

(1) 技術提案書の作成に必要となる、「建設工事要求水準書」を貸与する。貸与方法は担当部署の指示による。

(2) 技術提案書の作成に必要となる、「監理業務スケジュール(参考)」を貸与する。貸与方法は担当部署の指示による。

(3) 提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。

(4) 提出期限以降における提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

ただし、川口市から指示があった場合を除く。

(5) 今後、想定される委託業務遂行に際し、提案書に記載された管理技術者、各担当技術者の

変更は原則として認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について本市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- (6) 当該プロポーザルに係る著作権は、提出者に帰属する。ただし、当選した提案書及び委託成果品、資料の著作権については、本市に帰属する。提出された提案書等は、返却しない。
- (7) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (8) 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は無効となる。

- 1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- 2) 提案書類に虚偽の記載がある場合
- 3) ヒアリングに参加しなかった場合
- 4) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- 5) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- 6) 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- 7) 選定の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた場合
- 8) 1つの協力会社が複数の参加者に協力した場合
- 9) 見積限度額を上回った参考見積書を提出した場合